

## 議案第4号

# 産業廃棄物処理施設の 敷地位置の都市計画上の支障の有無について

### 1 内 容

施設の種類	敷地の位置	敷地面積	申請者
産業廃棄物 処理施設	新潟市北区太郎代字上往来 653番48 他二筆	8,265.77 m <sup>2</sup>	新潟市東区津島屋三丁目208番地 株式会社不二産業 代表取締役 本間 洋士

(別紙図面表示のとおり)

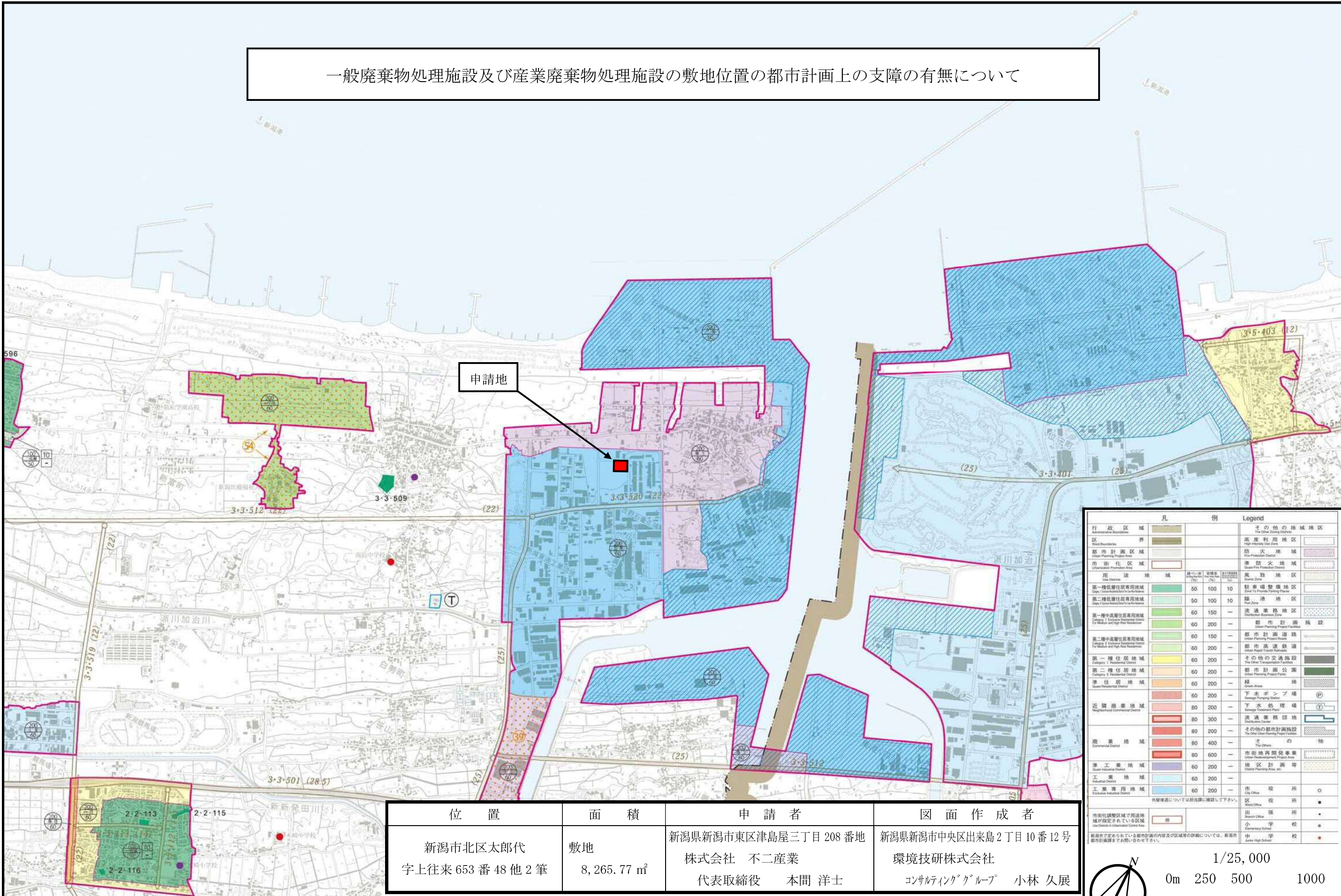
### 2 理 由

本施設は、木くずを始めとする産業廃棄物の破砕処理を行うものであり、都市活動によって生じる廃棄物の減量化、再資源化に寄与するものである。

都市計画区域内における一定規模以上の廃棄物処理施設については、建築基準法第51条において、その敷地の位置が都市計画として決定されたものか、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て都市計画上支障がないと認めて許可したものでなければ建築してはならないとされている。

本施設は民間企業が設置・運営しており、社会経済情勢の変化等により施設の恒久性が担保されないことなどから、都市計画決定によらず、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき許可するにあたり、その敷地の位置の都市計画上の支障の有無について、新潟市都市計画審議会に諮問するものである。

一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について



申請地

位置	面積	申請者	図面作成者
新潟市北区太郎代 字上往来 653 番 48 他 2 筆	敷地 8,265.77 m <sup>2</sup>	新潟県新潟市東区津島屋三丁目 208 番地 株式会社 不二産業 代表取締役 本間 洋士	新潟県新潟市中央区出来島 2 丁目 10 番 12 号 環境技研株式会社 コンサルティンググループ 小林 久展

都市計画図

凡例 Legend

行政区域	境界	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	その他の地域地区	高度利用地区	防火地域	準防火地域	風致地区	駐車場整備地区	緑地地区	流通業務地区	都市計画道路施設	都市計画道路	都市高速鉄道	その他の交通施設	都市計画公園	緑地帯	下水ポンプ場	下水処理場	流通業務団地	その他の都市計画施設	その他	市街地再開発事業	地区計画等	市役所	区役所	支店	事務所	小学校	中学校
------	----	--------	-------	------	-------------	-------------	--------------	--------------	---------	---------	-------	--------	------	-------	------	--------	----------	--------	------	-------	------	---------	------	--------	----------	--------	--------	----------	--------	-----	--------	-------	--------	------------	-----	----------	-------	-----	-----	----	-----	-----	-----

1/25,000  
0m 250 500 1000